

各都道府県総務部（局）長  
（公務災害担当課扱い）  
（市町村担当課、区政課扱い）  
各指定都市人事主管局長  
（公務災害担当課扱い）

殿

総務省自治行政局公務員部  
安全厚生推進室長  
（公印省略）

平成3年自治省告示第74号（外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第5条第2項の規定による平均給与額等を定める省令第3条第1項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）他5件の一部改正について（通知）

標記の件について、本日別添告示のとおり改正され、令和6年4月1日から施行されますので通知します。

地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条第3項の規定においては、地方公共団体及び地方独立行政法人が定める補償の制度は、同法及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）で定める補償の制度と均衡を失したものであってはならないとされていることから、その取扱いに遺漏のないようお願いします。

各都道府県総務部（局）長におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）及び一部事務組合等に対しても、この旨を周知いただくようお願いいたします。

#### 記

##### 1 令和6年総務省告示第113号

平成3年自治省告示第74号（外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第5条第2項の規定による平均給与額等を定める省令第3条第1項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を改正する件

##### 2 令和6年総務省告示第114号

平成4年自治省告示第57号（地方公務員災害補償法第2条第9項及び地方公務員災害補償法施行規則第3条第4項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を改正する件

##### 3 令和6年総務省告示第115号

平成4年自治省告示第58号（地方公務員災害補償法第2条第11項及び第13項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件）の一部を改正する件

##### 4 令和6年総務省告示第116号

平成4年自治省告示第59号（地方公務員災害補償法第36条第2項第2号並びに地方公務員災害補償法施行規則附則第3条の3第1項及び第2項並びに附則第5条の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を改正する件

5 令和6年総務省告示第117号

平成8年自治省告示第95号（地方公務員災害補償法第30条の2第1項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件）の一部を改正する件

6 令和6年総務省告示第118号

平成31年総務省告示第165号（地方公務員災害補償法施行規則第3条第7項の規定に基づき総務大臣の定める額を定める件）の一部を改正する件

**【連絡先】**

安全厚生推進室公務災害補償係

電話：03-5253-5560（直通）

地方公務員災害補償基金事務局長 殿

総務省自治行政局公務員部  
安全厚生推進室長  
(公印省略)

平成3年自治省告示第74号（外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第5条第2項の規定による平均給与額等を定める省令第3条第1項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）他5件の一部改正について（通知）

標記の件について、本日別添告示のとおり改正され、令和6年4月1日から施行されますので、その取扱いに遺漏のないようお願いします。

記

- 1 令和6年総務省告示第113号  
平成3年自治省告示第74号（外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第5条第2項の規定による平均給与額等を定める省令第3条第1項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を改正する件
- 2 令和6年総務省告示第114号  
平成4年自治省告示第57号（地方公務員災害補償法第2条第9項及び地方公務員災害補償法施行規則第3条第4項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を改正する件
- 3 令和6年総務省告示第115号  
平成4年自治省告示第58号（地方公務員災害補償法第2条第11項及び第13項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件）の一部を改正する件
- 4 令和6年総務省告示第116号  
平成4年自治省告示第59号（地方公務員災害補償法第36条第2項第2号並びに地方公務員災害補償法施行規則附則第3条の3第1項及び第2項並びに附則第5条の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を改正する件
- 5 令和6年総務省告示第117号  
平成8年自治省告示第95号（地方公務員災害補償法第30条の2第1項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件）の一部を改正する件
- 6 令和6年総務省告示第118号  
平成31年総務省告示第165号（地方公務員災害補償法施行規則第3条第7項の規定に基づき総務大臣の定める額を定める件）の一部を改正する件

【連絡先】

安全厚生推進室公務災害補償係  
電話：03-5253-5560（直通）

## ○総務省告示第百十三号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第五条第二項の規定による平均給与額等を定める省令（昭和六十二年自治省令第三十一号）第三条第一項の規定に基づき、平成三年自治省告示第七十四号（外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第五条第二項の規定による平均給与額等を定める省令第三条第一項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

総務大臣 松本 剛明

| 改 正 後                      |      | 改 正 前                    |      |
|----------------------------|------|--------------------------|------|
| 補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分   | 率    | 補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分 | 率    |
| 昭和六十三年四月一日から平成元年三月三十一日まで   | 一・三二 | 〔同上〕                     | 一・三〇 |
| 平成元年四月一日から平成二年三月三十一日まで     | 一・二七 | 〔同上〕                     | 一・二六 |
| 平成二年四月一日から平成三年三月三十一日まで     | 一・二二 | 〔同上〕                     | 一・二一 |
| 平成三年四月一日から平成四年三月三十一日まで     | 一・一八 | 〔同上〕                     | 一・一七 |
| 平成四年四月一日から平成五年三月三十一日まで     | 一・一四 | 〔同上〕                     | 一・一三 |
| 平成五年四月一日から平成六年三月三十一日まで     | 一・一一 | 〔同上〕                     | 一・一〇 |
| 平成六年四月一日から平成七年三月三十一日まで     | 一・〇九 | 〔同上〕                     | 一・〇八 |
| 平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで     | 一・〇七 | 〔同上〕                     | 一・〇六 |
| 平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで     | 一・〇五 | 〔同上〕                     | 一・〇四 |
| 平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで     | 一・〇三 | 〔同上〕                     | 一・〇二 |
| 平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日まで    | 一・〇一 | 〔同上〕                     | 一・〇〇 |
| 平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日まで   | 一・〇〇 | 〔同上〕                     | 〇・九九 |
| 平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日まで   | 〇・九九 | 〔同上〕                     | 〇・九八 |
| 平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで   | 〇・九九 | 〔同上〕                     | 〇・九八 |
| 平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで   | 一・〇一 | 〔同上〕                     | 一・〇〇 |
| 平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで   | 一・〇二 | 〔同上〕                     | 一・〇一 |
| 平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで   | 一・〇二 | 〔同上〕                     | 一・〇一 |
| 平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで   | 一・〇二 | 〔同上〕                     | 一・〇一 |
| 平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで   | 一・〇二 | 〔同上〕                     | 一・〇一 |
| 平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで   | 一・〇二 | 〔同上〕                     | 一・〇一 |
| 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで  | 一・〇二 | 〔同上〕                     | 一・〇一 |
| 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで | 一・〇二 | 〔同上〕                     | 一・〇一 |
| 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで | 一・〇二 | 〔同上〕                     | 一・〇一 |

|                            |      |                        |      |
|----------------------------|------|------------------------|------|
| 平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで | 一・〇二 | 〔同上〕                   | 一・〇一 |
| 平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで | 一・〇二 | 〔同上〕                   | 一・〇一 |
| 平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで | 一・〇二 | 〔同上〕                   | 一・〇一 |
| 平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで | 一・〇二 | 〔同上〕                   | 一・〇一 |
| 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで | 一・〇二 | 〔同上〕                   | 一・〇一 |
| 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで | 一・〇二 | 〔同上〕                   | 一・〇一 |
| 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで  | 一・〇一 | 〔同上〕                   | 一・〇〇 |
| 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで  | 一・〇一 | 〔同上〕                   | 一・〇〇 |
| 平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで   | 一・〇一 | 〔同上〕                   | 一・〇〇 |
| 令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで     | 一・〇一 | 〔同上〕                   | 一・〇〇 |
| 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで     | 一・〇一 | 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで | 一・〇〇 |
| 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで     | 一・〇一 |                        |      |

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

2 1 この告示は、令和六年四月一日から施行する。  
2 この告示による改正後の規定は、令和六年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

○総務省告示第百十四号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第九項及び地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）第三条第四項の規定に基づき、平成四年自治省告示第五十七号（地方公務員災害補償法第二条第九項及び地方公務員災害補償法施行規則第三条第四項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

総務大臣 松本 剛明

| 改 正 後                      |      | 改 正 前 |      |
|----------------------------|------|-------|------|
| 期間の区分                      | 率    | 期間の区分 | 率    |
| 昭和六十年六月三十日以前               | 一・四九 | [同上]  | 一・四七 |
| 昭和六十年七月一日から昭和六十一年三月三十一日まで  | 一・四一 | [同上]  | 一・三九 |
| 昭和六十一年四月一日から昭和六十二年三月三十一日まで | 一・三七 | [同上]  | 一・三六 |
| 昭和六十二年四月一日から昭和六十三年三月三十一日まで | 一・三五 | [同上]  | 一・三四 |
| 昭和六十三年四月一日から平成元年三月三十一日まで   | 一・三二 | [同上]  | 一・三〇 |
| 平成元年四月一日から平成二年三月三十一日まで     | 一・二七 | [同上]  | 一・二六 |
| 平成二年四月一日から平成三年三月三十一日まで     | 一・二二 | [同上]  | 一・二一 |

|                            |      |      |      |
|----------------------------|------|------|------|
| 平成三年四月一日から平成四年三月三十一日まで     | 一・一八 | 〔同上〕 | 一・一七 |
| 平成四年四月一日から平成五年三月三十一日まで     | 一・一四 | 〔同上〕 | 一・一三 |
| 平成五年四月一日から平成六年三月三十一日まで     | 一・一一 | 〔同上〕 | 一・一〇 |
| 平成六年四月一日から平成七年三月三十一日まで     | 一・〇九 | 〔同上〕 | 一・〇八 |
| 平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで     | 一・〇七 | 〔同上〕 | 一・〇六 |
| 平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで     | 一・〇五 | 〔同上〕 | 一・〇四 |
| 平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで     | 一・〇三 | 〔同上〕 | 一・〇二 |
| 平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日まで    | 一・〇一 | 〔同上〕 | 一・〇〇 |
| 平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日まで   | 一・〇〇 | 〔同上〕 | 〇・九九 |
| 平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日まで   | 〇・九九 | 〔同上〕 | 〇・九八 |
| 平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで   | 〇・九九 | 〔同上〕 | 〇・九八 |
| 平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで   | 一・〇一 | 〔同上〕 | 一・〇〇 |
| 平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで   | 一・〇二 | 〔同上〕 | 一・〇一 |
| 平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで   | 一・〇二 | 〔同上〕 | 一・〇一 |
| 平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで   | 一・〇二 | 〔同上〕 | 一・〇一 |
| 平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで   | 一・〇二 | 〔同上〕 | 一・〇一 |
| 平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで   | 一・〇二 | 〔同上〕 | 一・〇一 |
| 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで  | 一・〇二 | 〔同上〕 | 一・〇一 |
| 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで | 一・〇二 | 〔同上〕 | 一・〇一 |
| 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで | 一・〇二 | 〔同上〕 | 一・〇一 |
| 平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで | 一・〇二 | 〔同上〕 | 一・〇一 |
| 平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで | 一・〇二 | 〔同上〕 | 一・〇一 |
| 平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで | 一・〇二 | 〔同上〕 | 一・〇一 |
| 平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで | 一・〇二 | 〔同上〕 | 一・〇一 |
| 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで | 一・〇二 | 〔同上〕 | 一・〇一 |
| 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで | 一・〇二 | 〔同上〕 | 一・〇一 |
| 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで  | 一・〇一 | 〔同上〕 | 一・〇〇 |
| 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで  | 一・〇一 | 〔同上〕 | 一・〇〇 |
| 平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで   | 一・〇一 | 〔同上〕 | 一・〇〇 |

|                    |                        |      |
|--------------------|------------------------|------|
| 備考 表中の「」の記載は注記である。 | 令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで | 一・〇一 |
|                    | 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで | 一・〇一 |
|                    | 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで | 一・〇一 |
| 附 則                | 〔同上〕                   |      |
|                    | 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで | 一・〇〇 |

2 1 この告示は、令和六年四月一日から施行する。  
この告示による改正後の規定は、令和六年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。  
年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

○総務省告示第百十五号  
地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第十一项及び第十三項の規定に基づき、平成四年自治省告示第五十八号（地方公務員災害補償法第二条第十一项及び第十三項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件）の一部を次のように改正する。  
令和六年三月二十九日  
総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後         |        |         | 改正前     |        |         |
|-------------|--------|---------|---------|--------|---------|
| 年 齢 階 層     | 最低限度額  | 最高限度額   | 年 齢 階 層 | 最低限度額  | 最高限度額   |
| 二十歳未満       | 五、二六三円 | 一三、四四二円 | 〔同上〕    | 五、一六六円 | 一三、二〇七円 |
| 二十歳以上二十五歳未満 | 五、八七二円 | 一三、四四二円 | 〔同上〕    | 五、六九一円 | 一三、二〇七円 |
| 二十五歳以上三十歳未満 | 六、三八〇円 | 一四、八四二円 | 〔同上〕    | 六、一九四円 | 一四、四一〇円 |
| 三十歳以上三十五歳未満 | 六、七一二円 | 一七、六一九円 | 〔同上〕    | 六、五七四円 | 一七、〇六七円 |
| 三十五歳以上四十歳未満 | 七、〇七八円 | 二〇、六四九円 | 〔同上〕    | 六、七八二円 | 一九、四五七円 |
| 四十歳以上四十五歳未満 | 七、二六八円 | 二一、九七一円 | 〔同上〕    | 七、一三九円 | 二一、二五八円 |
| 四十五歳以上五十歳未満 | 七、四三三円 | 二二、八八六円 | 〔同上〕    | 七、二二二円 | 二二、四四四円 |
| 五十歳以上五十五歳未満 | 七、二九〇円 | 二四、九一六円 | 〔同上〕    | 七、一〇九円 | 二四、六二五円 |
| 五十五歳以上六十歳未満 | 六、九七五円 | 二五、三八五円 | 〔同上〕    | 六、六九八円 | 二四、八六三円 |
| 六十歳以上六十五歳未満 | 五、八六〇円 | 二一、三二四円 | 〔同上〕    | 五、六五一円 | 二一、二四五円 |
| 六十五歳以上七十歳未満 | 四、〇六〇円 | 一六、〇七五円 | 〔同上〕    | 三、九八〇円 | 一五、八二七円 |
| 七十歳以上       | 四、〇六〇円 | 一三、四四二円 | 〔同上〕    | 三、九八〇円 | 一三、二〇七円 |

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

2 1  
この告示は、令和六年四月一日から施行する。  
この告示による改正後の規定は、令和六年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

## ○総務省告示第百十六号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第三十六条第二項第二号並びに地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）附則第三条の三第一項及び第二項並びに附則第五条の規定に基づき、平成四年自治省告示第百二十九号（地方公務員災害補償法第三十六条第二項第二号並びに地方公務員災害補償法施行規則附則第三条の三第一項及び第二項並びに附則第五条の規定に基づき、総務大臣が定める率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

## 改 正 後

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第三十六条第二項第二号並びに地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）附則第三条の三第一項及び第二項並びに附則第五条の規定に基づき、総務大臣が定める率を次のように定める。

〔一・二 略〕

## 別表第一

## 改 正 前

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第三十六条第二項第二号並びに地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）附則第三条の三第一項及び第二項並びに附則第五条の規定に基づき、総務大臣が定める率を次のように定める。

〔一・二 同上〕

## 別表第一

| 年 度 の 区 分                  | 率    | 年 度 の 区 分 | 率    |
|----------------------------|------|-----------|------|
| 平成三年四月一日から平成四年三月三十一日まで     | 一・二二 | 〔同上〕      | 一・二二 |
| 平成四年四月一日から平成五年三月三十一日まで     | 一・一八 | 〔同上〕      | 一・一七 |
| 平成五年四月一日から平成六年三月三十一日まで     | 一・一四 | 〔同上〕      | 一・一三 |
| 平成六年四月一日から平成七年三月三十一日まで     | 一・一一 | 〔同上〕      | 一・一〇 |
| 平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで     | 一・〇九 | 〔同上〕      | 一・〇八 |
| 平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで     | 一・〇七 | 〔同上〕      | 一・〇六 |
| 平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで     | 一・〇五 | 〔同上〕      | 一・〇四 |
| 平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日まで    | 一・〇三 | 〔同上〕      | 一・〇二 |
| 平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日まで   | 一・〇一 | 〔同上〕      | 一・〇〇 |
| 平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日まで   | 一・〇〇 | 〔同上〕      | 〇・九九 |
| 平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで   | 〇・九九 | 〔同上〕      | 〇・九八 |
| 平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで   | 〇・九九 | 〔同上〕      | 〇・九八 |
| 平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで   | 一・〇一 | 〔同上〕      | 一・〇〇 |
| 平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで   | 一・〇二 | 〔同上〕      | 一・〇一 |
| 平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで   | 一・〇二 | 〔同上〕      | 一・〇一 |
| 平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで   | 一・〇二 | 〔同上〕      | 一・〇一 |
| 平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで   | 一・〇二 | 〔同上〕      | 一・〇一 |
| 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで  | 一・〇二 | 〔同上〕      | 一・〇一 |
| 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで | 一・〇二 | 〔同上〕      | 一・〇一 |



2 1

## 附 則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。  
この告示による改正後の規定は、令和六年四月一日以後に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金及び障害補償年金差額一時金については、なお従前の例による。

備考 表中の「」の記載は注記である。

|                            |      |                        |      |
|----------------------------|------|------------------------|------|
| 平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで   | 一・〇二 | 「同上」                   | 一・〇一 |
| 平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで   | 一・〇二 | 「同上」                   | 一・〇一 |
| 平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで   | 一・〇二 | 「同上」                   | 一・〇一 |
| 平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで   | 一・〇二 | 「同上」                   | 一・〇一 |
| 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで  | 一・〇二 | 「同上」                   | 一・〇一 |
| 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで | 一・〇二 | 「同上」                   | 一・〇一 |
| 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで | 一・〇二 | 「同上」                   | 一・〇一 |
| 平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで | 一・〇二 | 「同上」                   | 一・〇一 |
| 平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで | 一・〇二 | 「同上」                   | 一・〇一 |
| 平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで | 一・〇二 | 「同上」                   | 一・〇一 |
| 平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで | 一・〇二 | 「同上」                   | 一・〇一 |
| 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで | 一・〇二 | 「同上」                   | 一・〇一 |
| 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで | 一・〇二 | 「同上」                   | 一・〇一 |
| 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで  | 一・〇一 | 「同上」                   | 一・〇〇 |
| 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで  | 一・〇一 | 「同上」                   | 一・〇〇 |
| 平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで   | 一・〇一 | 「同上」                   | 一・〇〇 |
| 令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで     | 一・〇一 | 「同上」                   | 一・〇〇 |
| 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで     | 一・〇一 | 「同上」                   | 一・〇〇 |
| 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで     | 一・〇一 | 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで | 一・〇〇 |
| 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで     | 一・〇〇 |                        |      |

○総務省告示第百十七号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第三十条の二第一項の規定に基づき、平成八年自治省告示第九十五号（地方公務員災害補償法第三十条の二第一項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

総務大臣 松本 剛明

2 1

備考 表中の「」の記載は注記である。  
附 則 この告示は、令和六年四月一日から施行する。  
この告示による改正後の規定は、令和六年四月一日以後の期間に係る介護補償については、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

改 正 後

| 介護を要する状態の区分 |                                                                                                               | 介護を受けた日の区分                                                                                                | 金 額                                                         |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 常時介護を要する状態  | 一 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）                                                                 | その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が十七万七千九百五十円を超えるときは、十七万七千九百五十円）                                             |                                                             |
|             | 二 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が八万九千二百九十円以下であるときに限る。） | 月額八万九千二百九十円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）                                                  |                                                             |
| 随時介護を要する状態  |                                                                                                               | 一 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）                                                             | その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が八万八千九百八十円を超えるときは、八万八千九百八十円） |
|             |                                                                                                               | 二 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が四万六百元以下であるときに限る。） | 月額四万六百元（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）        |

改 正 前

| 介護を要する状態の区分 |                                                                                                               | 介護を受けた日の区分                                                                                                  | 金 額                                                    |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 同上          | 同上                                                                                                            | その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が十七万二千五百五十円を超えるときは、十七万二千五百五十円）                                               |                                                        |
|             | 二 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が七万七千八百九十円以下であるときに限る。） | 月額七万七千八百九十円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）                                                    |                                                        |
| 同上          |                                                                                                               | 二 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が三万八千九百円以下であるときに限る。） | 月額三万八千九百円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額） |

備考 表中の「」の記載は注記である。

## ○総務省告示第百十八号

地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）（地方公務員災害補償法施行規則第三条第七項の規定に基づき、平成三十一年総務省告示第百六十五号）  
総務大臣の定める額を定める件）の一部を次のように改正する。  
令和六年三月二十九日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

| 改 正 後 |                                                  | 改 正 前                                            |  |
|-------|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------|--|
| 備考    | 表中の「」の記載は注記である。                                  |                                                  |  |
|       | 補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分                         | 補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分                         |  |
|       | 額                                                | 額                                                |  |
|       | 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで<br>令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで | 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで<br>令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで |  |

附 則  
この告示は、令和六年四月一日から施行する。